



Title	Nominative and Genitive Cases in Japanese : From Dialectal and Cross-Linguistic Perspectives
Author(s)	猿渡, 翌加
Citation	大阪大学, 2017, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61839
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 (猿 渡 翌 加)

論文題名

Nominative and Genitive Cases in Japanese:
From Dialectal and Cross-Linguistic Perspectives
(日本語における主格と属格：方言的、通言語的視点から)

論文内容の要旨

本論文では、日本語の主格「が」と属格「の」を含む構文の構造と意味の考察を行った。主に三つの構文（が・の交替（主格属格交替）、wh-NP修辭疑問文、N pro-form（代名詞）とNP削除）について、方言的、通言語的視点から、新たなデータを提示することにより、より正確で意味を反映した統語構造の解明を行った。

「が・の交替」では、特に長崎方言（肥筑方言の一つ）から詳細なデータを示し、属格の認可子と中立叙述解釈の繋がりについて詳述した。「wh-NP修辭疑問文」では、普通疑問文とwh-NP修辭疑問文は統語的・意味的に等しいことを示した。また、これまでの意味的考察に加え、どのように普通疑問文の構造がwh-NP修辭疑問文に適用されるのか説明を行った。「N pro-formとNP削除」については、N pro-formには削除が関与していると主張する先行研究の論考に対して、N pro-formは削除が関与しておらず、意味的・統語的にNP削除構文とは異なることを述べた。更に、標準語や長崎方言と他の言語を比較・対照し、考察対象の構文の構造と意味に関して、通言語的分析を提示した。wh-NP修辭疑問文において提示した構造は、日本語、韓国語、中国語に適用できる。そして、英語、韓国語、日本語のデータから、N pro-form は削除が関与していないことが明らかになった。日本語と韓国語においてはNP削除が適用できないことと、属格の弱音化の観点より、2つの言語の対照に新たな視点を示唆した。

各章について概要を述べる。2章では、主格属格交替について考察を行った。（例えば、「太郎 {が／の} 買った本」で主語が主格でも属格でも標示される現象である。）特に長崎方言から考察を行い、属格主語の認可子と中立叙述の関係を述べた。長崎方言の属格の認可子は、主要部D、weak v、Cであると提案する。標準語の属格の認可子はD (Miyagawa 1993、Ochi 2001)、特定の従属節におけるweak v (Miyagawa 2012)と考えられる。長崎方言では、weak vやC主要部単独でも属格を認可することができる。つまり独立文においても主要部weak v（テイル形等）やC（パイ等）の認可子があるならば、属格が認可されることになる。これまで、肥筑方言では、久野（1973）での中立叙述だと「の」で標示され、総記の解釈では「が」になることが提案されてきた。本論文では、長崎方言から新たなデータを提示し、様々な構文において、属格認可子がある場合に中立叙述で解釈されることを示し、更に、これまでの中立叙述の定義の再考を行った。Kuroda (1965、1972、1992) は、日本語の「が」にフォーカス（総記）とThetic Judgment (久野 1973 の中立叙述) の意味があること述べている。一方、久野(1973)の中立叙述の「が」は、Kuroda よりも広い範囲を指す。独立文では、述部は動作動詞、状態動詞、一時的な状態を表す述語であり、動作動詞はテイル形という指定はない。また、従属節においては中立叙述と総記の区別は中和されると述べている。長谷川 (2008、2010、2011) はKuroda のThetic Judgmentの概念を「提示文」として説明している。Kuroda、長谷川の提案は、長崎方言で動作動詞がテイル形になる場合やパイ（C主要部）が共起する場合に属格主語が生じることを捉えられるが、属性叙述文にパイが共起する場合、疑問文そして従属節でなぜ属格主語が許されるのかを説明することができない。そこで、本研究では、青柳 (1999) の非焦点化 (Vallduvíのfocusの概念を踏まえたもの) の概念を用いて、長崎方言で属格主語が生じる場合は、非焦点化の現象であり、テイル形やパイが共起することで主語だけにフォーカスが生じることが回避される結果であると説明を行った。この分析では、様々な従属節において属格主語が許されることも説明することができる。長崎方言と異なり、標準語は特定の従属節でのみ、この制約を残している。しかし、標準語でも総記の解釈では、「の」が使われないので、ある程度は、標準語と長崎方言の類似性は見られる。日本語の主格属格交替がこの意味解釈に影響を受けていると言える。最後に、長崎方言の接尾辞-kaについて明らかにすることにより、形容詞・形容動詞を含めたコピュラ文（繫辞文）においても、非対格動詞「ある・あり」があるため、weak vにより属格主語が認可されることを見た。そして、-ka接尾辞の分布と「Sのバカ」構文を見て、バカ等の要素は名詞であり、この構文の属格はノ挿入によるものであることを述べた。

3章wh-NP修辭疑問文では、広東語や日本語を含めたwh-NP修辭疑問文の意味的考察を行っているCheung (2009) の分析に対して、Cheung (2009) が主張するように wh-NP修辭疑問文の否定的な意味は意味論から生じているのか考察を

行った。例として「{何が/どこが} 彼がやさしいの」が挙げられる。Cheung (2009)はwh-NP修辭疑問文をNegative Wh Constructions (NWHCs) と呼び、この構文は、普通疑問文や通常の修辭疑問文とは異なると分析している。しかし、この分析には次のような問題点がある。まず、NWHCs に関しても、positiveな修辭的意味があり、またCheung (2009)が示しているcancelability のテスト（語用論ではなく意味論の問題である証拠）の妥当性は疑わしい。そのため、NWHCsも通常の修辭疑問文と構造的・意味的に同じと考え、Caponigro and Sprouse (2007)が言うように、普通疑問文と修辭疑問文の違いは語用論の問題であることを述べた。wh-NP修辭疑問文の構造に関しては、山寺 (2010)の構造は、普通疑問文とwh-NP修辭疑問文の両方に適用されることができないため、本研究では、コピュラ文の構造をしており、叙述部が埋め込みの構造をしているため、大主語構文や直接引用句も埋め込むことができると説明した。提案する構造は以下のようになる。

(1) [CP[TP[DP 何が/どこが] [PredP [彼がやさしい]]]] の]

この構造の論拠として、次の点を挙げる。wh-NP修辭疑問文は疑問文であるにも拘わらず、疑問詞以外の主語が主格で格標示される。通常、疑問文では、疑問詞以外は旧情報になるため、主語は「は」でマークされる（久野1973）。本分析では、主語が埋め込まれており、従属節の構造をしているため、主語が主題の「は」ではなく「が」で標示されることが説明できる。またその主語は、長崎方言では属格で格標示されることより、主題や総記の解釈でなく、従属節に位置するため中立叙述の意味であることが支持され、本分析の妥当性が示される。

4章のN pro-formとNP削除では、N pro-formは削除が関与していないことを述べる。これまで日本語には、(2)「はるなの態度はまり子のよりも立派だった」のようなデータに関して、「まり子の」の部分は、NP削除（N'削除）が関与していると主張されてきた（Saito and Murasugi (S&M) (1990)）。S&M (1990) は英語のように日本語にもNP削除が適用されることを主張している。Maeda and Takahashi (M&T) (2013)では長崎方言南部のデータ(3)「はるなん態度はまり子んとよりも立派やった」より、「と（標準語の「の」）」はpro-formであるが、削除が関与していると述べ、日本語にNP削除があるとする立場を支持している。本研究では、N pro-formとNP削除が異なる構文であることを述べ、日本語にはNP削除が無いことを主張した。Llombart (2002)の分析（英語のNP削除とN pro-form 'one'が統語的・意味的に同じ特性を持ち、相補分布の関係である）に対して、each (one) の場合など、'one' が随意的であり、NP削除とN pro-formは必ずしも相補分布を成すとは言えないことを述べた。また、NP削除の構文は先行詞が発話されない文脈で、N pro-form と同じように使うことはできない。したがって、英語においてNP削除とN pro-form は意味的・統語的に異なる構文であると言える。この英語における考察は、日本語のN pro-form にも削除が伴っていないことを支持する。英語のone のように日本語のN pro-formも先行詞が発話されない文脈で使うことができる。更に、N pro-formは抽象名詞を指すことができないと言われているが、二つ以上の物を比較する際には、抽象名詞を指すことができ（金水 1994）、これは、英語、韓国語、日本語（長崎方言）にも適用されることを明らかにした。S&M (1990) がNP削除として示した例は、比較する文脈で使われるものであり、NP削除ではなくpro-form であると言える。更に長崎市方言では、pro-form 「と」を含めた意味的に軽い主名詞（head N）の前のみ、属格が「ん」と発音される。したがって(4)「はるなの態度はまり子んとよりも立派やった」となる。M&T (2013)の分析のように、pro-form をMerchant (2001) が提案する削除素性の具現化と分析すると、長崎市方言の「ん」と「の」の2種類の属格について新たな説明が必要となる。本研究では、「と」は削除は関与しておらず、長崎市方言の「ん」と韓国語の属格省略(genitive drop)が生じる環境が一致しているため、これらの属格を音声的弱音化と説明した。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (猿 渡 翌 加)			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	教 授	三 藤 博
	副 査	教 授	由 本 陽 子
	副 査	准教授	越 智 正 男

論文審査の結果の要旨

以下本文

本論文は、日本語の主格「ガ」と属格「ノ」を含む構文について、その統語構造と意味を研究したものである。主に3つの構文（ガ／ノ交替（主格属格交替）、wh-NP修辭疑問文、N pro-form（代名詞）とNP削除）について、申請者が母語としての言語直観を有する長崎方言を中心とする方言との比較の視点、及び韓国語、中国語等との対照の視点から、新たなデータの提示を含めて、それぞれの構文の統語構造と意味について分析を行っている。

まず第2章において、主格属格交替について、特に長崎方言からの考察を行い、属格主語の認可子と中立叙述の関係を調べ、長崎方言の属格の認可子は主要部D, weak v, Cであると提案している。独立文においても主要部 weak v（「テイル」形等）やC（「バイ」等）の認可子があるならば、属格が認可されることになる。また、長崎方言から新たなデータを提示し、様々な構文において、属格認可子がある場合に中立叙述で解釈されることを示し、さらにこれまでの中立叙述の定義の再考を行っている。先行研究である長谷川(2008, 2010, 2011)はKurodaのThetic Judgmentの概念を「提示文」として説明している。Kuroda, 長谷川の提案は、長崎方言で動作動詞が「テイル」形になる場合や「バイ」（C主要部）が共起する場合に属格主語が生じることを捉えられるが、属性叙述文に「バイ」が共起する場合、疑問文や従属節でなぜ属格主語が許されるのかを説明することができないとし、本論文では、青柳（1999）の「非焦点化」の概念を用いて、長崎方言において属格主語が生じる場合は非焦点化の現象であり、「テイル」形や「バイ」が共起することで主語だけにフォーカスが生じることが回避される結果である、と説明している。この分析により、様々な従属節において属格主語が許されることも説明できると主張している。最後に、長崎方言の接尾辞「一カ」について明らかにすることにより、形容詞・形容動詞を含めたコピュラ文においても、非対格動詞「アル・アリ」があるため、weak vにより属格主語が認可されると主張している。

次に第3章において、wh-NP修辭疑問文では、先行研究であるCheung (2009)がwh-NP修辭疑問文の否定的な意味は意味論から生じていると主張しているのに対して、別の先行研究であるCaponigro and Sprouse (2007)の分析の方向性に従って、普通疑問文と修辭疑問文の違いは語用論の問題であるとの議論を展開している。wh-NP修辭疑問文の構造に関しては、コピュラ文の構造をしており、叙述部が埋め込みの構造をしているため、大主語構文や直接引用句も埋め込むことができると説明している。この構造の論拠として、以下のような点を挙げている。wh-NP修辭疑問文は疑問文であるにもかかわらず、疑問詞以外の主語が主格で格標示される。通常、疑問文では疑問詞以外は旧情報になるため、主語は「ハ」でマークされる（久野1973）。本論文の分析では、主語が埋め込まれており、従属節の構造をしているため、主語が主題の「ハ」ではなく「ガ」で標示されることが説明できる。またその主語は、長崎方言では属格で格標示されることより、主題や総記の解釈でなく、従属節に位置するため中立叙述の意味であることが支持されると主張している。

最後に第4章において、N pro-formとNP削除では、日本語におけるN pro-formは削除が関与していないとの議論を展開している。これまで日本語の「はるなの態度はまり子のよりも立派だった。」のようなデータに関して、「まり子の」の部分は、NP削除（N'削除）が関与していると主張されることが多かったのに対して、本論文で

は、N pro-formとNP削除とは異なる構文であることを述べ、日本語にはNP削除はないと主張している。また、英語のoneとの対照研究も行い、先行研究であるLlombart(2002)の分析（英語のNP削除とN pro-form ‘one’が統語的・意味的に同じ特性を持ち、相補分布の関係にある）に対して、each (one) の場合などではoneが随意的であり、NP削除とN pro-formは必ずしも相補分布を成すとは言えないと主張している。また、NP削除の構文は先行詞が発話されない文脈で、N pro-form と同じように使うことはできないことを指摘し、英語においてNP削除とN pro-formは意味的・統語的に異なる構文であると結論づけている。英語に関するこの考察から翻って、日本語のN pro-formも英語のoneと同様に先行詞が発話されない文脈で使うことができることも、上記の結論の傍証として指摘している。さらに、N pro-formは抽象名詞を指すことができないと述べる先行研究も多いが、二つ以上のものを比較するような場合には抽象名詞を指すことができ（金水1994）、このことは英語、韓国語、長崎方言にも適用されることを明らかにしている。さらに、長崎方言においてはpro-form 「ト」を含めた意味的に軽い主名詞（head N）の前でのみ、属格が「ン」と発音されるというデータを提示し、先行研究であるMaeda&Takahashi (2013)の分析のように、pro-formをMerchant (2001)が提案する削除素性の具現化と分析すると、長崎方言の「ン」と「ノ」の二種類の属格について新たな説明が必要となることを指摘している。これに対して本論文では、「ト」は削除は関与しておらず、長崎方言の「ン」と韓国語の属格省略(genitive drop)が生じる環境が一致しているため、これらの属格を音声的弱音化であると結論づけている。

以上のように本論文は、日本語におけるガ／ノ交替、wh-NP修辭疑問文、N pro-form（代名詞）とNP削除）について、申請者が母語としての言語直観を有する長崎方言の新たなデータを多数提示し、標準語のデータだけからでは見えにくい言語現象を長崎方言のデータを加えることによってより明確な形で浮き彫りにし、そこにさらに分析対象としている構文によっては韓国語等のデータとも対照することによって、より精緻な取り扱いを行っている。本論文に提示されている長崎方言のデータはそれ自体言語データとして貴重なものであり、日本語のガ／ノ交替やN pro-formについての今後の研究にも寄与する所が大きいものと思われる。このように長崎方言を中心に方言のデータ、及び韓国語などのデータとの比較、対照研究を行って、日本語の言語現象に関して標準語だけからは捉えにくい側面を明らかにして、全体として幅の広い研究となっていることは、本論文に関して高く評価すべき点である。

口頭試問においては、全体として生成文法の理論的枠組みに立脚した研究でありながら例えば格に関する具体的な統語的メカニズムが明確に打ち出されているとは言えないこと、自らの主張の優位性を強調しようとするあまり先行研究に対してやや一方的とも言える裁断が散見されること、などの問題点も指摘されたが、これらは本論文の全体としての価値を否定するまでのものではないと認められる。

以上のことから、本論文は博士（言語文化学）の学位論文として価値のあるものと認める。

なお、チェックツール“iThenticate”を使用し、剽窃、引用漏れ、二重投稿等のチェックを終えていることを申し添えます。